

寒川町勤労者教育資金利子補助金

学校教育法に規定する高等学校課程又は高等専門学校課程の修了後、大学、短期大学若しくは専門学校に修学又は修学予定の扶養する子の教育費の負担を軽減する制度です。

◆対象者（次の①～④の要件をすべて満たす方）

- ① 本町の住民基本台帳に記載されている者
- ② 事業所に勤務している者
- ③ 町税を完納している者
- ④ **中央労働金庫**（神奈川県内の店舗に限る）から教育資金の融資を受けた者



◆補助内容

1. 補助対象上限：1子につき1教育機関 200万円
2. 補助期間：最長4年（ただし、当該教育機関の定める修学期間を超えることはできない）
3. 補助額：当該年度中（4月から翌年3月）に本人が支払った利子総額の2分の1
(限度額：2万円)

◆申込方法

毎年3月1日から3月31日までに産業振興課へ申請ください。

申請方法については、毎年1月から2月頃に、制度の対象となる可能性がある方に中央労働金庫から申請のご案内を送付しますので、ご確認ください。

ご案内が届かない場合は、産業振興課または中央労働金庫茅ヶ崎支店へご連絡ください。

◆申込書類

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 住民票の写し又はそれに代わるもの
- (3) 入学通知書又は在学証明書の写し
- (4) 事業所在職証明書（第2号様式）
- (5) 利子支払額証明書（第3号様式）
- (6) 委任状（第4号様式）
- (7) その他町長が必要と認めた書類

・制度内容の問い合わせ

寒川町 環境経済部 産業振興課 商工労政担当（寒川町宮山 165）

電話：0467-74-1111（代表）

メール：sansin@town.samukawa.kanagawa.jp

・融資や審査、手続きの問い合わせ

中央労働金庫 茅ヶ崎支店（茅ヶ崎市元町 17-1）

電話：0467-87-8822